

## 「与野駅東口駅前広場の整備手法の検討に関する勉強会」を開催しました！

令和5年4月に、下落合コミュニティセンターにて「与野駅東口駅前広場の整備手法の検討に関する勉強会」を開催いたしました。当日はお忙しい中ご参加いただき、ありがとうございました。当日の概要や主なご意見・ご質問についてご報告いたします。

### <実施概要>

日 時：令和5年4月27日（木）19:00～20:00

場 所：下落合コミュニティセンター

参加人数：9名

- 内 容：1. 前回のおさらい  
2. 各整備手法における権利変換  
3. 与野駅周辺地域の現状  
4. 今後の進め方



▲説明会の様子



お忙しい中ご出席いただきありがとうございました。

## 質疑応答（Q・A）・さいたま市からの提案（■）

### 「前回のおさらい」、「各整備手法における権利変換」について

**Q：** 街路事業の権利変換について、残った土地の面積が狭かったり、三角地といった異形の場合、市で買い取っていただくことは可能なのか。

**A：** 基本的に残地は市で買い取りを行わない。狭い土地や三角地といった土地は価値が下がるため、下がった価値の分を補償するのが一般的である。ただし、残地が市の事業等で活用することが出来れば、買収することもある。原則は、市で買収は行わない。（市）

**Q：** 事業の中で残地部分も処理してくれるのであれば問題ないが、今後相続が発生していく中で、使えない土地が残されても困る。お互い難しい部分はあると思うが、前進する方法があればよいと思う。

**A：** 残地の問題は他の路線でもある。そのような場合には、市が間に入って隣接している土地の方に残地を買っていただく等の方法もある。（市）

**Q：** 現在市で考えている手法は、街路整備事業なのか。それとも再開発事業まで含めて検討しているのか。

**A：** 街路事業だけでなく、区画整理事業や再開発事業を含めた検討を行いたいと考えている。しかし、整備手法は市が決めるのではなく、最終的には権利者の皆様にご意見を伺いながら、決めていきたいと考えている。(市)

**Q：** 与野駅東口駅前広場整備は昭和38年から都市計画決定されている事業である。事業について考える際は、過去の計画や整備手法にこだわらず将来に向けて検討しなければいけない。

市役所がさいたま新都心に移転することが決まり、与野駅東口は南の玄関口になる。新都心には中央官庁も立地しており、エリアとしての検討が必要だと思われる。

将来に向けて、大きな展望をもって与野駅東口をさいたま新都心の南の玄関口にふさわしいまちづくりにしていただきたい。

**A：** 駅前広場整備には、街路事業だけでなく再開発事業などの手法もあり、いただいたご意見を参考にさせていただく。(市)

### 【さいたま市より】

■ 今後、駅前広場を整備する上で、周辺のまちづくりも必要であると考えている。そのため、地権者の皆様が与野駅東口をどのように考えているのか、今後一緒に検討していきたいと考えている。

もう一回勉強会を実施し、その後、再度意向や考えを伺いたいと思う。(市)

■ 本日の勉強会では比較的、質問や意見が少ないと感じている。市の説明不足や整備に対するイメージが湧きにくいなどが理由としても考えられるため、今後は今の都市計画決定区域内で、駅前広場のイメージパースを用意させていただきたいと考えている。(市)

※詳細な勉強会資料はさいたま市HPをご確認ください。



### 【問い合わせ先】

さいたま市建設局土木部道路計画課 事業推進係 担当：長谷川・根岸

TEL：048-829-1498 E-mail：doro-keikaku@city.saitama.lg.jp

FAX：048-829-1988

